

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和七年六月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の種類	施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	ほほえみ有料老人ホームエクセレント〔介護付〕グループリビング棟	広島市中区西平塚町7番1号	令和7年6月17日
老人ホーム	ほほえみ有料老人ホームエクセレント〔介護付〕リハビリ棟	広島市中区西平塚町7番3号	令和7年6月17日
老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅ペルル	広島市安佐北区可部南四丁目17番16号	令和7年6月17日
老人ホーム	特別養護老人ホーム 白木ツジマチ	広島市安佐北区白木町小越218番地2	令和7年6月17日
老人ホーム	サービスつき高齢者向け住宅ふかわ・くにくさ	広島市安佐北区上深川町186番地1	令和7年6月17日
老人ホーム	住 宅 型 有 料 老 人 ホ ー ム「Tomorrow」	広島市佐伯区三筋二丁目1番33号	令和7年6月17日